

草加市・獨協大学基本協定書

草加市・獨協大学

草加市・獨協大学基本協定書

草加市と獨協大学は、これまで様々な分野において協力関係を築いてきました。

これからは、「草加市・獨協大学協働宣言」における基本理念の実現を図るため、基本協定をここに締結します。

(目的)

第1条 この基本協定は「草加市・獨協大学協働宣言」の基本理念を実現するため、草加市と獨協大学が包括的な連携のもとに、次に掲げる分野で相互に連携し、地域の発展に寄与することを目的とします。

(協働事業)

第2条 草加市と獨協大学は、この基本協定書に基づき次の事項を行うものとします。

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 人材育成のための連携
- (3) 知的財産のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 安心・安全のための連携
- (6) 教育、文化、スポーツの振興・発展のための連携
- (7) その他、両者が協議し、必要と認める連携

2 前項各号の実施については、草加市と獨協大学が協議して行います。

(協議事項)

第3条 この基本協定に基づき、事業の円滑な運営を図るため、連携の形式や個別に保有する知的財産の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとします。

(有効期間)

第4条 この基本協定書の有効期間は、締結した日から、1年間とします。ただし、草加市又は獨協大学からこの基本協定書の変更又は廃止について申立てがない場合は、1年ごとに自動更新します。

(定めのない事項等)

第5条 この基本協定書に定めのない事項及びこの基本協定に関して疑義が生じたときは、草加市と獨協大学が協議して定めるものとします。

本協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、記名押印の上それぞれ1通を所持するものとします。

平成19年2月14日

草加市高砂一丁目1番1号

草加市長

亦下 博信



草加市学園町1番1号

獨協大学学長

梶山 皓

